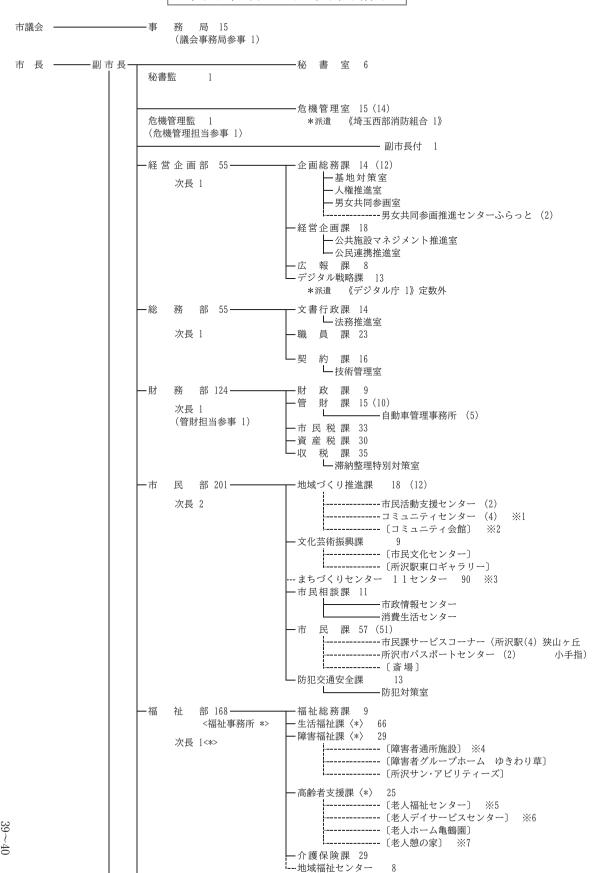
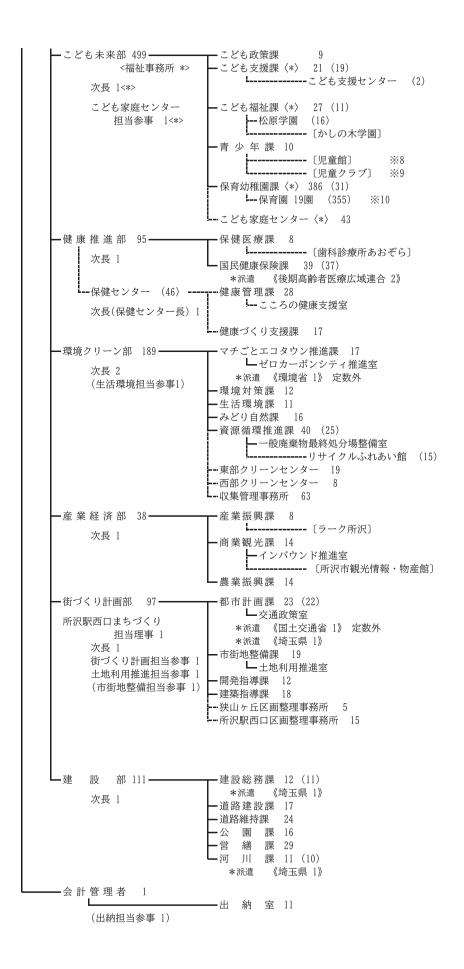
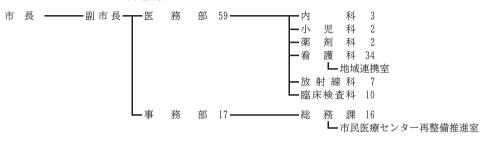
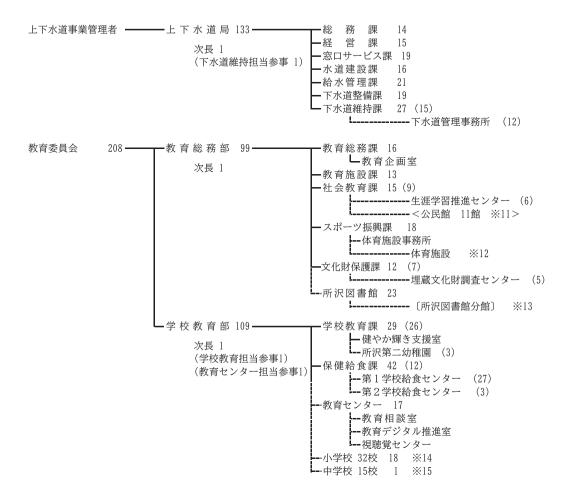
3 執行機関

所沢市行政組織機構図









選挙管理委員会 --事 務 局 6 監 委 員--事 務 局 7 査 公 平 委 員 会 事務局 農業委員会 6

固定資産評価審査委員会

【職員数】			
議会事務局	15	市長	1
市長部局(医療センター 77)	1,745	副市長	1
上下水道局	133	上下水道事業管理者	皆 1
教育委員会事務局	208	教育長	1
選挙管理委員会事務局	6	常勤監査委員	1
監査事務局	7	計	5
農業委員会事務局	6		
	2. 120	合計	2,125

職員定数

(令和6年4月1日現在)

(1741 0 7 47) 1 1 1 20 127										
	T. In		条例	現員			男性	女性		
	部	局			定数	一般 職員	現業 職員	計	職員	職員
議	숫	事	務	局	14	15	0	15**	11	4
市	長		部	局	1,762	1,658	87	1,745	911	834
公室	全業	(上7	下水道	[局)	184	124	9	133	106	27
教	育委	員会	事務	6局	277	172	36	208	127	81
選挙	*管理	委員	会事	務局	7	6	0	6	4	2
監	查	事	務	局	9	7	0	7	6	1
農業	業委	員会	事系	等局	8	6	0	6	5	1
	合		計		2,261	1,988	132	2,120	1,170	950
火武川士剛見亞教久阿姓の久姓の五姓皇兄(本田井豊))。 と7 空教										

※所沢市職員定数条例第2条第2項第5号(育児休業)による定数

※1 《コミュニティセンター》

狭川ヶ丘 4 新所沢 「中富南」

- ・狭山ヶ丘コミュニティセンター内には老人福祉センター「さやまがおか井」及び「図書館狭山ヶ丘分館」を併設
- ・新所沢コミュニティセンター内には老人福祉センター「緑寿荘」及び「みどり児童館」を併設
- ・中富南コミュニティセンター内には「ひかり児童館」を併設
- ※2 《コミュニティ会館》

[椿峰コミュニティ会館] [椿峰コミュニティ会館別館]

※3 《まちづくりセンター》

松井 8 富岡 7 小手指 12 山口 8 吾妻 8 柳瀬 7 三ケ島 7 新所沢 10 新所沢東 7 所沢 9 並木 7

※4 《隨害者诵所施設》

「キャンバス」「プロペラ」「はばたき」「きぼうの闌」「こあふる」

※5 《老人福祉センター》

「うしぬま荘」 「あづま荘」 「さやまがおか荘」 「緑寿荘」

※6 《老人デイサービスセンター》

「亀鶴園〕 「ところ荘〕 「新所沢けやき通り〕

※7 《老人憩の家》

[さくら荘] 〔とめの里〕 〔やなせ荘〕 〔峰寿荘〕 〔みかじま荘〕 〔こてさし荘〕 〔とみおか荘〕 〔ところ荘〕

※8 《児童館》

[ひばり] [こばと] [つばめ] [つばき] [すみれ] [さくら] [わかば] [まつば] [みどり] [やなぎ] [ひかり]

※9 《児童クラブ》

〔所沢〕 〔第二所沢〕 〔明峰〕 〔北秋津〕 〔荒幡〕 〔伸栄〕 〔美原〕 〔第二美原〕 〔並木〕 〔中央〕 〔松井〕 〔若松〕 〔安松〕 〔和田〕 〔牛沼〕 〔東所沢柳瀬〕 〔第二東所沢柳瀬〕 〔富岡〕 〔西富〕 〔中富小〕 〔小手指〕 〔上新井〕 〔第二上新井〕 〔北野〕 〔山口〕 〔泉〕 〔椿峰〕 〔三ケ島〕 〔若狭〕 〔林〕 〔宮前〕

※10 《保育園》

西所沢 19 西新井 20 小手指 18 新所沢 36 富岡 14 山口 20 吾妻 20 松井 21 柳瀬 26 所沢 22 三ケ島 12 北所沢 18 松郷 17 山口西 16 北秋津 15 中新井 11 さやまが丘 12 並木 23 安松 15

※11 《公民館》

中央 小手指(小手指分館) 富岡 吾妻 柳瀬 松井 新所沢 三ケ島 山口 新所沢東 並木

※12 《体育施設》

市民体育館 〔市民武道館〕 総合運動場 北野総合運動場 北中運動場 狭山湖運動場 滝の城址公園運動場 北野公園市民プール

※13 《所沢図書館分館》 〔所沢〕 〔椿

〔椿峰〕 〔狭山ヶ丘〕 〔富岡〕 〔吾妻〕 〔柳瀬〕 〔新所沢〕

※14 《小学校》

所沢 明峰 4 南 北秋津 荒幡 北 4 清進 4 伸栄 美原 並木 中央 1 松井 1 安松 和田 生沼 1 柳瀬 東所沢 富岡 1 西富 中富 1 小手指 上新井 芸松 椿峰 三ケ島 1 若狭 北野 北由 山口 林 宮前

※15 《中学校》

所沢 向陽 美原 中央 南陵 東 安松 柳瀬 富岡 小手指 北野 山口 l 上山口 三ケ島 狭山ヶ丘

【凡例】

- ・ [] の施設は、指定管理者導入施設
- ・点線(----)で結ばれている機関は、所沢市事務分掌規則に定める出先機関等